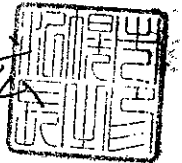


札幌市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年9月30日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第58号

札幌市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

札幌市学校給食費の管理に関する規則（令和5年規則第28号）の一部を次のように改正する。

- (1) 附則第1項を附則第1条とする。
- (2) 附則第2項の前の見出しを削り、同項中「職員」の次に「（次条において「教職員等」という。）」を加え、同項を附則第2条とし、同条に見出しとして「（令和6年度の学校給食費の額に係る特例）」を付する。
- (3) 附則第3項中「別表1に規定する職員」を「教職員等」に、「同表の」を「別表1の」に、「同表中」を「令和7年4月から同年9月までに実施した学校給食に係るものにあつては同表中」に、「する」を「、同年10月から令和8年3月までに実施する学校給食に係るものにあつては同表中」「277円」とあるのは「353円」と、「328円」とあるのは「418円」とする」に改め、同項を附則第3条第1項とし、同条に見出しとして「（令和7年度の学校給食費の額等に係る特例）」を付し、同条に次の2項を加える。
 - 2 教職員等に係る令和7年度分の学校給食費の納付については、第4条第2項の規定は適用しない。
 - 3 教職員等に係る令和7年度分の学校給食費の調整については、第6条の規定は適用せず、教育次長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。